

医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（第6回）

議 事 次 第

平成18年3月3日（金）9時30分～

厚生労働省7F 専用第15会議室

議題

- （1）返品問題
- （2）医薬品流通の現状と課題について（フリーディスカッション）
- （3）その他

資料

1. 返品の実状等について（日本医薬品卸業連合会提出資料）
2. 医療用医薬品包装等変更の事例（日本製薬工業協会提出資料）
3. 医療用医薬品の返品の実取について（案）
4. 医薬品流通の実状について（日本医薬品卸業連合会提出資料）
5. 「中間まとめ」と平成18年度薬価改定について

参考資料

- モデル契約書（昭和62年9月25日医療用医薬品流通の近代化に関する報告書より）

返品の現状等について
(日本医薬品卸業連合会)

病院・診療所・薬局別取引契約書締結状況について

平成17年6月末現在

取引先	取引件数 (A)	文書による取引契約締結数			締結率 (B/A)%
		モデル	その他	計(B)	
病院	40,151	13,471	4,233	17,704	44.1
診療所	318,393	90,849	30,659	121,508	38.2
薬局	186,701	110,259	22,986	133,245	71.4
合計	545,245	214,579	57,878	272,457	50.0

注) 1 取引件数：医療機関等との取引延べ件数

2 モデル：モデル契約又はモデル契約に準ずる契約

資料) 日本医薬品卸業連合会調べ

メーカーとの取引契約書の返品条項について

返品引取項目が明記されたもの

返品条項	事例Ⅰ	事例Ⅱ
認められる返品	瑕疵、回収 甲の定める基準	瑕疵 回収
返品処理期限		
返品に係る輸送費負担	甲	
その他返品	甲乙協議	甲乙協議により別途定める
該当メーカー数	1社	1社

メーカーの了解によるもの

事例Ⅳ	事例Ⅴ	事例Ⅵ	事例Ⅶ
瑕疵 回収	瑕疵 回収	瑕疵 回収	瑕疵 回収
○	○		
甲	甲	甲	
乙は予め甲に了解を得る	甲乙協議	甲乙協議	甲乙協議
3社	17社	19社	2社

その他の記載がないもの

事例Ⅷ	事例Ⅸ	事例Ⅹ
瑕疵 回収	瑕疵 回収	回収
○	○	
甲		甲
1社	2社	1社

モデル契約書準拠

返品条項	事例Ⅲ
認められる返品	返品入帳基準に基づく
返品処理期限	
その他返品	
該当メーカー数	1社

資料) メーカー48社との取引契約書における返品条項
(メーカーが甲、卸が乙)

日本医薬品卸業連合会加盟主要卸5社による調査

返品受入れの実態について

1. 品質等に関するもの

	返品総額に対する比率(%)
包装変更	1.2
回収指示	0.5
瑕疵・不良品	0.3
小 計	2.0

2. 販売政策に関するもの

拡販施策による余剰品	17.4
小 計	17.4

3. 医療機関／調剤薬局の管理に関するもの

在庫調整	51.8
処方の中止、変更	25.5
閉院、閉店	2.3
期限切迫、期限切れ	1.0
小 計	80.6
合 計	100.0

※平成16年度の総返品率は、卸連合会推計で売上総額の約2.3%
 (約1390億円)にあたる。その内の約74%が再販売された。
 (平成16年9月分のデータを年換算したもの)

資料) 日本医薬品卸業連合会加盟主要卸5社の平成17年9月・11月分
 データの平均値

メーカーの返品受入れ実態について

主要メーカー11社の返品項目ごとの受入れ実態

[① 受け入れている(○) ② 部分的に受け入れている(△) ③ 受け入っていない(x)]

返品項目	Aメーカー	Bメーカー	Cメーカー	Dメーカー	Eメーカー	Fメーカー	Gメーカー	Hメーカー	Iメーカー	Jメーカー	Kメーカー
1. 包装変更品	○	○	○	△	△	△	△	△	×	○	○
2. 保冷品	○	△	○	○	×	×	○	×	×	○	○
3. 販売中止品	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	○
4. 経過措置品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 期限切れ品	○	×	×	△	×	×	△	△	×	○	△
6. 期限切迫品	○	○	○	○	×	×	○	○	×	△	△
7. 破損品(ユーザーによるもの)	○	×	×	×	×	△	×	×	×	○	△
8. 汚損品(ユーザーによるもの)	○	×	△	△	×	△	×	×	×	○	△
9. 開封品	△	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△

資料) 日本医薬品卸業連合会加盟主要卸5社による調査

医療用医薬品包装等変更の事例

医療用医薬品流通改善懇談会

大来邦夫、高見守泰、仲谷博明

表示・包装変更の主な理由

「法令及び当局からの指示に基づくもの」

- ・薬事法改正への対応(処方せん医薬品表示、製造販売元標記)
- ・医療安全向上のための名称変更 等
- ・資源有効利用促進法に基づく識別表示

「法令及び当局からの指示に基づくもの以外のもの」

○日本医薬品卸業連合会からの要請に基づくもの

- ・抜き取り防止のための包装設計変更

○環境に配慮した資材変更

- ・PVC(ポリ塩化ビニール)からPP(ポリプロピレン)への変更 等

○医療機関等からの要請に基づくもの

- ・アンプルの転がり防止対策
- ・イージーカットアンプル化 等

○社名変更・住所変更に基づくもの

- ・表示・企業ロゴ 等

○営業戦略上のブランドイメージの変更等に伴うデザイン変更

- ・包装、一次容器のデザインの変更 等

包装等変更の事例

「法令及び当局からの指示に基づくもの以外」で行う包装等変更の場合分け

○外観上の差異が明らかな場合

（包装容器） 容器サイズの変更及び明らかなデザイン変更 等

（一次容器） PTPのサイズ・仕様変更等、違いが患者の視点で明らかなもの

○外観上の差異が軽微な場合

（包装容器） 開封方法の変更等、外観上の差異が軽微なもの

（一次容器） PTP透明度の改良等、患者の視点で外観上の差異が軽微なもの

軽微な変更の具体例

○包装容器

提携先社名追記(例-1)、提携先社名にかかる社名変更・住所変更、「開封口」等表示追記(例-2)、 抜き取り防止対策(例-3) 等

インクジェット印刷→レーザー印刷(例-4)、レーベル表示→直接印刷表示、社名表示位置変更 等

開封口ワンタッチ式→オーバーフラップジッパー付き(例-5)、開封口ミシン線追加、集積方法変更(テープ→バンド) 等

○一次容器

アンプルラベル記載位置の変更(例-6)、バイアルキャップに輸入バルク管理番号追記、軽微なアンプル形状の変更(例-7) 等

PTPフィルム透明度改良、PTP材質変更、PTP表示変更(ローマ字→カタカナ)、 PTP(スリット→ミシン線)

「外観上の差異が明らか」な場合の実施状況

(2005年1月～2005年12月 包装等変更実施分:8社)

各社実施件数: 1件～10件(7社) 及び 600包装規格*注1(1社)

*注1 企業統合に伴う社名・デザイン変更

包装等変更内容: 包装パッケージのデザイン・材質・サイズ等の変更

アンプルラベルのデザイン・材質の変更

PTPシート of デザイン・材質・サイズの変更

分包シートデザイン変更

錠剤色調・刻印等製剤デザイン変更

変更理由: 包装資材の変更(環境への配慮、資材調達先の変更等)

卸・医療機関等からの要請

他剤との外観的な差異の明確化

自社社名変更とそれに伴うパッケージデザイン変更 等

流通在庫への対応方法

○市場在庫の調整(例)

- ・6～8ヶ月前から生産調整を行い市場在庫を調整する
- ・通常は卸在庫1ヶ月、得意先在庫1ヶ月と想定し、市場在庫2ヶ月としているが、変更対象品によっては、円滑な切り替えを図るため市場在庫を1ヶ月程度まで圧縮する場合もある

○卸、医療機関/保険薬局への情報伝達(例)

- ・メーカー出荷予定時期の3ヶ月前に卸・医療機関同時に情報伝達を実施
→1ヶ月、2週間等、企業・対象品目によって異なる

○返品取り扱い

- ・先入れ先出しを原則とし、卸からの返品は原則*注2として受け付けない

(*注2 変更の内容及び返品事由、取引状況などを考慮して対応を行う場合もある)

(参考) 軽微な包装・表示変更例

例-1

提携先社名追記

従来品

新規変更品



例-2

「開封口」表示追記

従来品

新規変更品

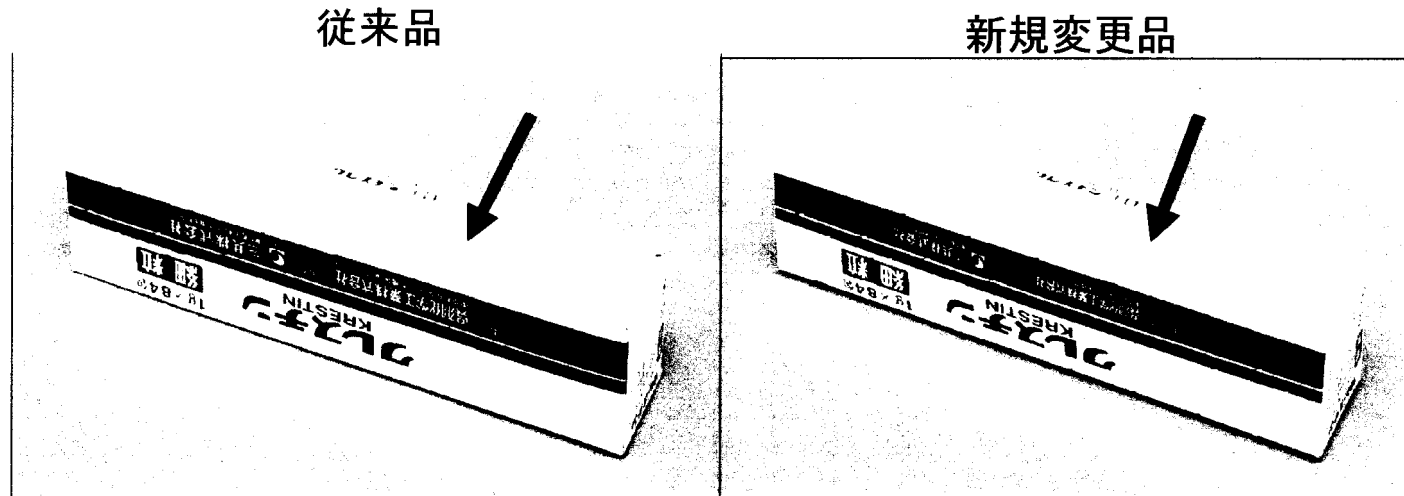


(参考) 軽微な包装・表示変更例

例-3

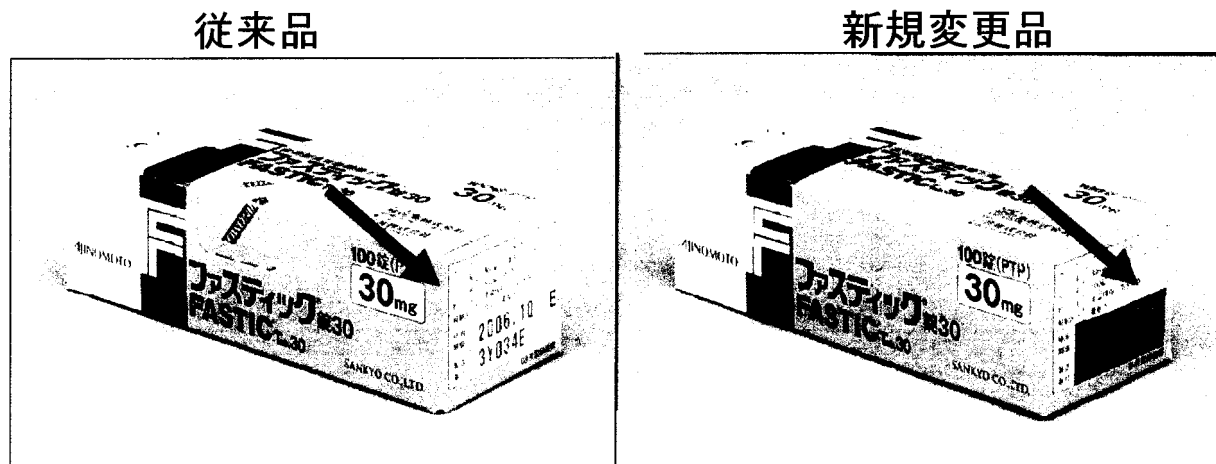
抜き取り防止対策:

底部ワンタッチ函(底部の開口部あり)から組み立て函(底部の開口部なし)に変更



例-4

印刷方法変更: インクジェット印刷からレーザー印刷に変更



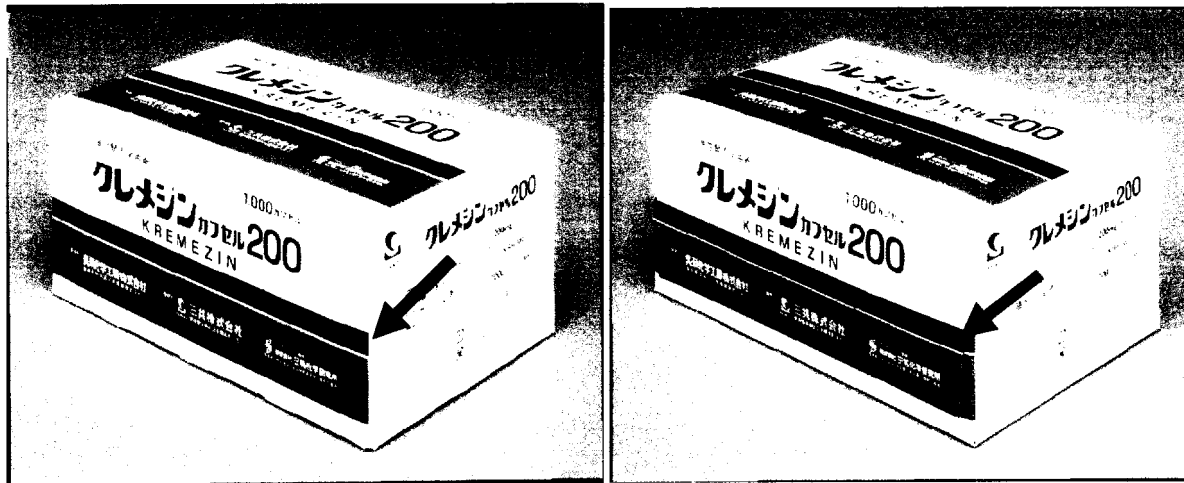
(参考)軽微な包装・表示変更例

例-5

開封方式変更: ワンタッチ式からオーバーフラップジッパー式に変更

従来品

新規変更品

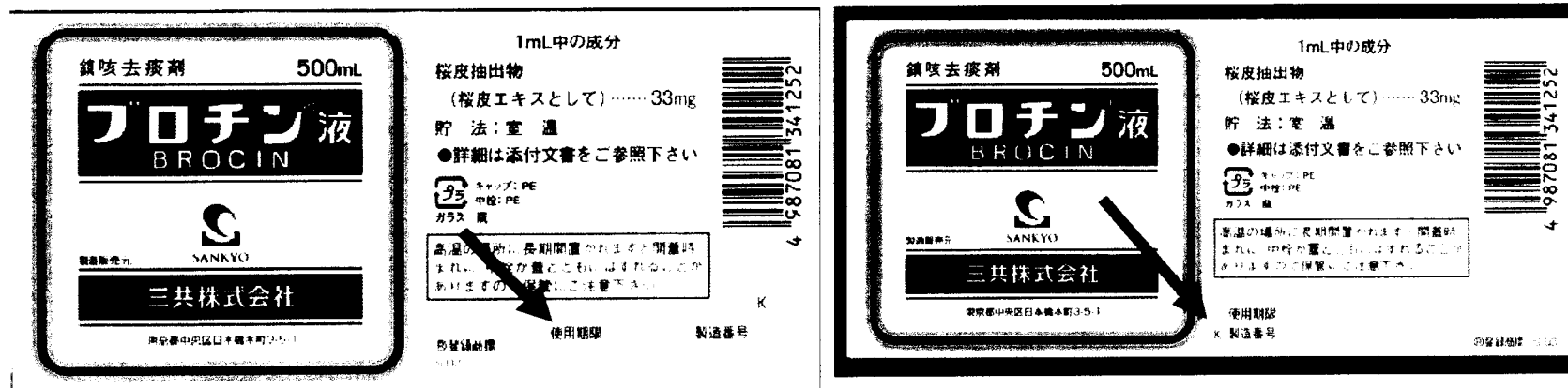


例-6

ラベル記載位置変更

従来品

新規変更品

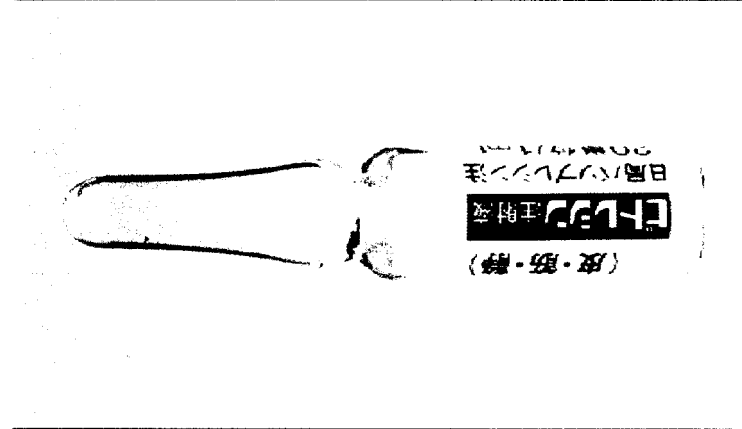


(参考) 軽微な包装・表示変更例

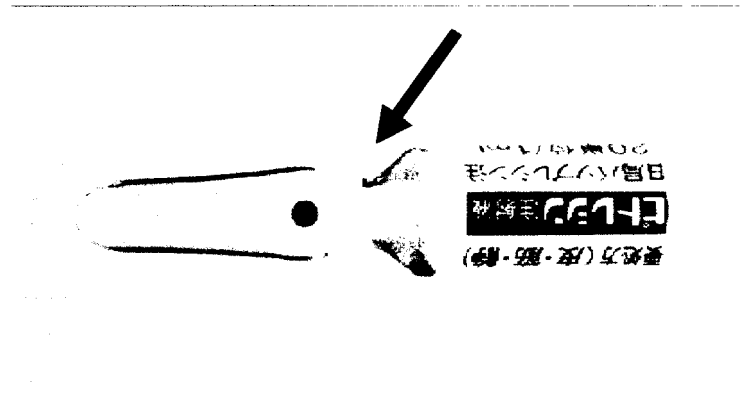
例ー7

アンプル形状変更： イージーカットアンプル化

従来品



新規変更品



医療用医薬品の返品の取扱いについて（案）

平成18年3月

1. 検討経緯

- 医療用医薬品の返品は、流通の効率性を悪化させるとともに、医薬品の品質保全の観点からも問題がある。
- このため、本懇談会では、平成16年12月の「中間とりまとめ」において、「今後、返品が求められるケースの実態把握に努め、モデル契約（昭和62年9月、医薬品流通近代化協議会策定）における明確な位置付け、できる限り返品を生じさせない取引の推進など改善に向けた取組が求められる。」としており、今般、以下のとおり返品の取扱いについて提言する。

2. 返品の類型

- 医療用医薬品の返品については、商品に係る瑕疵や回収指示といった医薬品の品質に起因するもの、包装変更や拮販施策等の流通当事者の販売政策に起因するもの等様々なものが存在しており、これらを一概に返品として捉えることは、その問題の所在を不明確にすることとなる。
- したがって、返品を以下のとおり類型分けし、それぞれに着目した改善策を検討することが適当であると考えられる。
 - (1) 医薬品の品質に起因するもの（瑕疵・回収指示）
 - (2) 拮販施策に起因するもの
 - (3) 医療機関等における医薬品管理に起因するもの（在庫調整、処方中止等）
 - (4) メーカーの包装変更起因するもの

3. 各類型の対応策

- (1) 医薬品の品質に起因するもの（瑕疵・回収指示）
 - 医薬品の品質に起因する返品は、医薬品の安全性に関係するものであり、速やかに流通現場から取り除くことが必要であり、返品を認めることが適当である。モデル契約においても返品を認めている。
- (2) 拮販施策に起因するもの
 - 拮販施策は、個々の契約当事者間の取引実態に関わるものであり、これに起因する返品を一律に整理することは困難であることから、現行のモデル契約を踏まえ、両当事者の協議に委ねることが適当である。
- (3) 医療機関等における医薬品管理に起因するもの（在庫調整、処方中止等）
 - 医療機関等の在庫調整は、返品原因の大きな割合を占めていることから、医療機関等においては、IT化の推進等により適正な在庫管理を行うことが求められる。
 - 医療機関等における医薬品管理に起因するものは、通常は返品対象に該当するものではないが、一律に整理することは困難であることから、継続的な契約関係の中で契約当事者間で整理することが適当であり、現行のモデル契約を踏まえ、両当事者の協議に委ねることが適当である。

(4) メーカーの包装変更に起因するもの

包装変更の中にも様々な理由に起因するものがあり、以下の類型に沿った対応とすることが適当であり、モデル契約において外観上の変更を伴う包装変更について、当事者間の協議について明確化することが適当である。

なお、①を除く②～⑤の各類型においては、メーカー／卸間にあつては、外観上の明らかな変更を伴う包装変更により商品の外観の同一性が失われた場合は、通常の商取引に支障を来すこともあり得ることから、返品事由に該当することもあると考えられる。他方、医療機関等／卸間にあつては、患者への投与における使用単位の外観上の明らかな変更を伴う包装変更により、患者への投与に支障が生じる可能性もあり得ることから、返品事由に該当することもあると考えられる。

①法令・当局からの指示に起因するもの

- ・ 医薬品の安全性の確保のために包装を変更するものであり、シールや文書配布等による包装の補正がなされない場合には、現行のモデル契約の「瑕疵」に該当するものと考えられ、メーカー／卸間、医療機関等／卸間ともに返品を認めることが適当である。

②流通管理上の要請に起因するもの

- ・ 流通当事者間で解決すべきものであり、通常は返品対象に該当するものではなく、その返品について当事者間で協議することが適当である。

③環境への配慮等に起因するもの

- ・ 流通当事者間で解決すべきものであり、通常は返品対象に該当するものではなく、その返品について当事者間で協議することが適当である。

④医療安全の要請に起因するもの

- ・ 医療安全の推進の観点からは、医療機関等へ速やかに情報提供されることや流通現場の医薬品が早期に変更後のものに置き換わることが望ましいが、一律に返品を認めることは適当ではないことから、その返品について当事者間で協議することが適当である。

⑤営業戦略上のデザイン変更に起因するもの

- ・ メーカーの営業戦略に伴う費用負担の問題であつて、それに起因する返品は、営業戦略を原因として生じるものであると考えられる。
- ・ しかしながら、個々の変更内容や変更に至るまでの流通への対応（市場在庫の調整等）によっては、一律に返品を認めることは適当ではないことから、当事者間で協議を行うこととし、その際には変更内容や変更に至るまでの対応を踏まえて対処することが望ましい。

(5) その他

- 医薬品は生命関連製品であり、その特性に即した流通過程における品質管理及び安定供給の確保が必要であるが、上記(4)⑤の営業戦略に起因する包装変更は、このような要請等に基づかないものであり、流通の効率性の観点を考慮して行うことが望ましい。
- また、医薬品の品質保全又は資源の有効利用の観点からできるだけ返品を生じさせない取引を推進するために各流通当事者の努力が求められるが、やむを得ず発生する返品に関しては、各流通当事者間でその発生事由及び返品に至った事情を踏まえて、上記3. 各類型の対応策を踏まえた協議を行い、対処することが望ましい。

(別添)

モデル契約改正案

○卸売業者＝医療機関等間モデル契約（医療機関・薬局が甲、卸売業者が乙）

改正案	現 行
<p>(返品)</p> <p>第9条 甲は次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として商品を乙に対して返品することができない。</p> <p>① 受け渡された商品に瑕疵がある場合</p> <p>② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合</p> <p>2 甲が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から○日以内に行わなければならない。乙は返品された商品に代えて瑕疵のない商品を遅滞なく受け渡さなければならない。</p> <p>3 <u>甲は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の使用単位の外観が明らかに変わった場合は、自己が保有する変更前の外観を有する商品の返品を乙に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</u></p> <p>4 第1項各号及び前項に掲げる場合のほか返品を行う場合は、甲乙協議の上行うものとする。</p>	<p>(返品)</p> <p>第9条 甲は次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として商品を乙に対して返品することができない。</p> <p>① 受け渡された商品に瑕疵がある場合</p> <p>② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合</p> <p>2 甲が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から○日以内に行わなければならない。乙は返品された商品に代えて瑕疵のない商品を遅滞なく受け渡さなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる場合のほか返品を行う場合は、甲乙協議の上行うものとする。</p>

○メーカー＝卸売業者間モデル契約（メーカーが甲、卸売業者が乙）

改正案	現 行
<p>(返品)</p> <p>第13条 乙は次のいずれかに該当する場合は、商品を甲に対して返品することができる。</p> <p>① 受け渡された商品に瑕疵がある場合</p> <p>② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合</p> <p>2 乙が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から○日以内に行わなければならない。甲は返品された商品に代えて直ちに瑕疵のない商品を受け渡さなければならない。</p> <p>3 返品に係る輸送費は甲の負担とする。</p> <p>4 <u>乙は法令、当局からの指導等に基づかない包装等の変更により、商品の外観が明らかに変わった場合は、その変更前の外観を有する商品の返品を甲に対して申し出ることができ、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</u></p> <p>5 第1項各号及び前項に掲げる場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p>	<p>(返品)</p> <p>第13条 乙は次のいずれかに該当する場合は、商品を甲に対して返品することができる。</p> <p>① 受け渡された商品に瑕疵がある場合</p> <p>② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合</p> <p>2 乙が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から○日以内に行わなければならない。甲は返品された商品に代えて直ちに瑕疵のない商品を受け渡さなければならない。</p> <p>3 返品に係る輸送費は甲の負担とする。</p> <p>4 第1項各号に掲げる場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。</p>

医薬品の流通の現状について (日本医薬品卸業連合会)

卸のグロスマージンの内訳(年次推移)

(%)

年度	グロスマージン	売差	割戻し+アローアンス
4	12.31	5.41	6.90
)			
10	10.47	3.16	7.31
11	9.58	2.40	7.18
12	9.00	2.01	6.99
13	8.67	0.50	8.17
14	8.60	0.00	8.60
15	8.30	-1.20	9.50
16	7.96	-1.47	9.43

資料) 医薬品卸業の経営概況

総価取引の実態について

※総価契約の定義

複数の品目が組み合わされている取引において、総価で交渉し総価で見合うよう個々の単価を卸の判断により設定する契約（単品総価契約）又は個々の単価を薬価一律値引で設定する契約（全品総価契約）をいう。

1. 200床以上の病院					
平成15年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合	平成16年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合
(1) 単品契約	52.2%	40.2%	(1) 単品契約	61.8%	48.2%
(2) 総価契約	47.8%	59.8%	(2) 総価契約	38.2%	51.8%
内訳 単品総価契約	36.4%	36.4%	内訳 単品総価契約	19.1%	22.4%
全品総価契約	11.4%	23.4%	全品総価契約	19.1%	29.4%

2. 調剤薬局チェーン（20以上の店舗を有するもの）					
平成15年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合	平成16年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合
(1) 単品契約	5.2%	2.2%	(1) 単品契約	0.4%	1.0%
(2) 総価契約	94.8%	97.8%	(2) 総価契約	99.6%	99.0%
内訳 単品総価契約	36.8%	20.0%	内訳 単品総価契約	4.3%	6.1%
全品総価契約	58.0%	77.8%	全品総価契約	95.3%	92.9%

※売上高に占める割合＝医療機関又は調剤薬局チェーンに対する年間売上高÷200床以上の医療機関又は調剤薬局チェーンに対する年間売上高の合計

資料) 日本医薬品卸業連合会加盟主要卸5社の各年度9月の実績を集計したもの

全調剤薬局		
平成16年度	取引先軒数に占める割合	売上高に占める割合
(1) 単品契約	77.0%	54.9%
(2) 総価契約	23.0%	45.1%
内訳 単品総価契約	2.9%	10.2%
全品総価契約	20.1%	34.9%

「中間まとめ」と平成18年度薬価改定について

○医療用医薬品の流通改善について「中間まとめ」(抄)

(平成16年12月7日医療用医薬品の流通改善に関する懇談会)

医療用医薬品の取引

(卸売業者と医療機関／調剤薬局との取引)

- ・ 購入量の大きい医療機関／調剤薬局を中心に、長期に渡って未妥結・仮納入を継続する事例がみられる。これは、薬価調査により把握されない取引であり、現行の薬価制度の信頼性を損なう取引であることから、公的医療保険制度の下では、個々の契約当事者間の交渉により、こうした取引を是正することが望まれる。

○平成18年度薬価制度改革の骨子(抄)

(平成17年12月16日中央社会保険医療協議会総会)

薬価改定及び薬価調査

- ・ 現在2年に1回行っている薬価改定については、頻度も含めたその在り方について、引き続き検討を行うこととする。
- ・ 季節等により使用量が大きく変動する既収載品目についても、その価格及び数量を適確に把握できるよう、薬価調査を充実することとする。【次回以降の薬価改訂時に実施】
- ・ 長期にわたる取引価格の未妥結及び仮納入は、薬価調査の信頼性を確保する観点からも、不適切な取引であることから、その是正を図ることとする。【平成18年度実施】

モデル契約書

(昭和 62 年 9 月 25 日医療用医薬品流通の
近代化に関する報告書より)

卸売業者 = 医療機関等間モデル契約

(医療機関名又は薬局名) (以下「甲」という。) と (卸売業者名) (以下「乙」という。) とは継続して行う医療用医薬品 (以下「商品」という。) の売買に関し、基本的事項を定めるため、公正かつ対等の精神に基づき、次のとおり本契約を締結する。

(本契約の目的)

第1条 本契約は、医療及び医療用医薬品の安定供給の社会的使命に基づき甲乙が相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し、円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

(本契約の適用)

第2条 本契約に定める事項は、本契約の有効期間中に甲と乙との間に行われる商品の売買取引のすべてに適用される。

(個別取引)

第3条 本契約に定める事項の外、乙から甲に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、受渡期日、受渡場所その他売買に必要な事項は、原則として個別的な売買取引の行われる都度、発注書又はこれに準ずる方法によって定めるものとする。

(商品の受渡し)

第4条 乙は甲の発注により指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を受け渡すものとする。

2 受け渡された後において生じた商品の損害は、甲乙の責を確認の上、それぞれの負担とする。

(価格)

第5条 商品の価格は、予め別に定めるものとし、原則として商品受渡し後の商品価格の変更は行わないものとする。

2 やむを得ず受渡し後に商品価格の変更を行う場合には、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(代金の計算)

第6条 商品の代金は、乙が発行する仕切書によって計算するものとする。

2 仕切書に疑義があるときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。

(代金の支払い)

第7条 商品の代金は、原則として、毎月〇日にその計算を締め切り、〇月〇日に現金又は小切手をもって支払うものとする。ただし、即時現金払いによる場合はこの限りでない。

2 甲は、乙の承諾を得た場合には、約束手形をもって支払うことができる。この場合の約束手形の支払い期日は甲乙協議の上定めるものとする。ただし、〇日を超えないものとする。

(遅延損害金)

第8条 甲が商品代金の支払いを遅滞した場合には、乙に対し、支払予定日の翌日より完済の日まで日分〇銭、年利〇%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(返 品)

第9条 甲は次のいずれかに該当する場合を除いて、原則として商品を乙に対して返品することが出来ない。

- ① 受け渡された商品に瑕疵がある場合
- ② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合

2 甲が前項第1号により商品を返品する場合は、受け渡された日から〇日以内に行わなければならない。乙は返品された商品に代えて瑕疵のない商品を遅滞なく受け渡さなければならない。

3 第1項各号に掲げる場合のほか返品を行う場合は、甲乙協議の上行うものとする。

(契約義務不履行等)

第10条 乙又は甲が次のいずれかに該当した場合は、何らの通告、催告を要さず相手方に対する残債務の全額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。

- ① その財産に対し差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受ける等事業の継続が著しく困難になったと認められる場合
- ② 整理、会社更生手続開始又は破産の申立てを受け、又は自ら整理、和議、会社更生手続開始若しくは破産の申立てを行った場合

- ③ 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合又は支払いを停止し若しくは支払い不能の状況にある場合
 - ④ 前各号に掲げる場合の外、前各号の場合に準じる相互の信頼関係を著しく損なう重大な契約違反があった場合
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫商品の引き取りを請求できるものとし、引取価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、乙が売り渡した商品で甲が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の引き渡しを請求できるものとし、引渡価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。
- 3 乙又は甲が第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は相手方は催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。
- 4 乙又は甲が第1項第4号に該当した場合において、相手方が書面によって期日を定めて催告し、なお改められないときは、相手方は本契約を解除することができる。

(担保)

第11条 乙が甲に対し、本契約に基づき甲が乙に対して負担する債務についての担保の提供を求めたときは、甲乙協議の上甲は乙に担保を提供するものとする。

(債務限度額)

第12条 甲の乙に対する代金債務に元本限度額を設けるときは、別に定めるものとする。

(債務譲渡)

第13条 乙は、本契約に基づき乙が甲に対して有する債権を第三者に譲渡する場合には、予め甲に対し文書をもって通知するものとする。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、昭和○年○月○日から○年間とする。

- 2 前項の期間満了○ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも契約の変更又は更新拒絶の申入れのない場合には、本契約は、さらに○年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(覚書等)

第 15 条 甲及び乙は本契約各条項の実施を円滑にするため、覚書等を交換することができる。

(契約の疑義)

第 16 条 本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第 17 条 本契約に関する紛争が起きた場合、その第 1 審裁判所は訴訟を起こす側の所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 ⑩

乙 ⑩

下記連帯保証人は前記契約の各条項を確認し、本契約より生ずる甲の乙に対する債務につき甲と連帯して保証するものとする。

昭和 年 月 日

連帯保証人

⑩

⑩

メーカー = 卸売業者間モデル契約

(メーカー名) (以下(甲)という。)と(卸売業者名) (以下「乙」という。)とは、将来継続して行う甲の医療用医薬品(以下「商品」という。)の売買に関し、基本的事項を定めるため公正かつ対等の精神に基づき、次のとおり本契約を締結する。

(本契約の目的)

第1条 本契約は、医療用医薬品安定供給の社会的使命に基づき、甲乙が相互信頼の精神に則り、関係法規を遵守し、共同の利益の増進と円滑な取引の維持発展を図ることを目的とする。

(本契約の適用)

第2条 法契約に定める事項は、本契約の有効期間中に甲と乙との間に行われる商品の売買取引のすべてにつき、その内容として共通に適用される。

(個別取引)

第3条 甲から乙に売り渡される商品の品名、規格、包装単位、数量、受渡期日、受渡場所その他売買に必要な条件は、本契約に定めるものを除き、個別的な売買取引の行われる都度発注書によって乙が指定するものとし、発注が口頭によって行われた場合には速やかに発注書を交付するものとする。

(商品の受渡し)

第4条 甲は乙の発注書で指定された期日、場所で所定の手続きにより商品を受け渡すものとする。

2 受け渡された後において生じた商品の損害は、甲の責めに帰す場合を除き、乙の負担とする。

(価格)

第5条 商品の価格は、予め別に定めるものとし、受渡後の商品価格の変更は行わないものとする。

2 やむを得ず受渡後の商品価格の変更を行う場合は、対象品目、変更方法等を甲乙協議の上予め別に定めるものとする。

(代金の計算)

第6条 商品の代金は、甲が発行する仕切書によって計算するものとする。

2 仕切書に疑義があるときは、乙は直ちに甲に通知するものとする。

(代金の支払い)

第7条 商品代金は毎月○日にその計算を締め切り、(翌月)○日に支払うものとする。

2 商品代金は、現金、小切手又は支払日より起算して○ヶ月後に満期の到来する約束手形をもって支払うものとする。

3 小切手又は約束手形により支払う場合には、その決済が完了するまでは債務弁済の効力は生じないものとする。

(現金割引等)

第8条 乙が支払日に全額現金又は小切手により決済するときは、当該代金について、前条第2項で定めた手形期間(以下「標準手形期間」という。)○日分の金利(日歩○銭、年利○%)相当額を控除するものとする。

2 乙が支払日に標準手形期間より短い期間の約束手形により支払うときも、同様とする。

3 前条第2項の規定にかかわらず、甲乙協議の上、乙が標準手形期間を超える手形により支払う場合は、乙は当該超過日数分の金利(日歩○銭、年利○%)相当分を加算した金額の手形により支払うものとする。

(遅延損害金)

第9条 乙が商品代金の支払いを怠った場合は、甲に対し、支払日の翌日より完済の日まで日歩○銭、年利○%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

(数量割引)

第10条 甲が乙に対し数量割引を実施する場合は、予め別にその品目及び算定基準を定めるものとする。

(割戻金)

第11条 甲が乙に対し割戻金を支払う場合は、予め別にその品目及び算定基準を定めるものとする。

2 割戻金は、甲乙協議の上予め定めた日をもって計算するものとし、甲は乙に対し当該日後○日以内に割戻金の額及び算定根拠を通知するものとする。

- 3 割戻金の額又は算定根拠に疑義がある場合は、乙は直ちに甲に通知するものとする。
- 4 割戻金の支払いは、通知後〇日以内に現金又は小切手で行うものとする。
- 5 割戻金債務を商品代金債務と相殺する場合は、甲乙協議の上行うものとする。

(情報提供)

第 12 条 甲が乙に対して販売動向に関する情報の提供を求める場合は、情報内容、提供方法、対価の算定方法等を予め別に定めるものとする。

(返 品)

第 13 条 乙は次のいずれかに該当する場合は、商品を甲に対して返品することができる。

- ① 受け渡された商品に瑕疵がある場合
 - ② 受け渡された商品に回収指示が行われた場合
- 2 乙が前項第 1 号により商品を返品する場合は、受け渡された日から〇日以内に行わなければならない。甲は返品された商品に代えて直ちに瑕疵のない商品を受け渡さなければならない。
- 3 返品に係る輸送費は甲の負担とする。
 - 4 第 1 項各号に掲げる場合のほか返品を行う場合は、その取扱いにつき甲乙協議の上行うものとする。

(契約義務不履行等)

第 14 条 甲又は乙が次のいずれかに該当した場合は、相手方に対する残債務の金額につき期限の利益を失い、直ちに現金をもって支払わなければならない。

- ① 本契約に違反した場合
- ② その財産に対し差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は租税の滞納処分を受けた場合
- ③ 整理、会社更生手続の開始又は破産の申立てを受け、又は自ら整理、和議、会社更生手続の開始若しくは破産の申立てをした場合
- ④ 自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなった場合又は支払いを停止し、若しくは支払不能の状況にある場合

- 2 甲が前項各号のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、乙は甲に対し、当該在庫商品の引取りを請求できるものとし、引取価格は仕切価格を基準とした適正な価格とする。乙が前項のいずれかに該当した場合において、甲が売り渡した商品で乙が在庫するものがあるときは、甲は乙に対し、当該在庫の引渡しを請求できるものとし、引渡価格は、仕切価格を基準とした適正な価格とする。
- 3 甲又は乙が第1項第1号に該当した場合において、相手方が書面によって期日を定めて催告し、なお改められないときは、相手方は本契約を解除することができる。
- 4 甲又は乙が第1項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合は相手方は直ちに本契約を解除することができる。

(取引保証金・担保)

第15条 甲の求めがあったときは、甲乙協議の上、乙は甲に対する債務の支払いに充てるため、取引保証金を甲に寄託するものとする。甲はこの取引保証金に日歩〇銭、年利〇%の利息をつけるものとする。

(債務限度額)

第16条 乙の甲に対する代金債務に元本限度額を設けるときは、別に定める額とする。

(有効期間)

第17条 本契約の有効期間は、昭和〇年〇月〇日から〇年とする。

- 2 前項の期間満了〇ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも契約の変更又は解約の申入れのない場合には、本契約は、さらに〇年自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(覚書等)

第18条 甲及び乙は本契約各条項の実施を円滑にするため、覚書等を交換することができる。

(契約の疑義)

第19条 本契約の解釈について疑義が生じた場合は、商慣習、商法、民法その他の法令及び契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定するものとする。

(合意管轄)

第 20 条 本契約に関して訴訟が起きた場合、その第一審裁判所は訴訟を起こした側の本店所在地を管轄する裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。

昭和 年 月 日

甲 印

乙 印

下記連署人は前記契約の各条項を確認し、本契約により生ずる乙の甲に対する債務につき乙と連帯して保証するものとする。

昭和 年 月 日

印